令和7年2月6日
港湾におけるBCP策定ガイドライン
検討委員会
資料2

広域港湾BCP策定ガイドライン（骨子案）

令和7年2月6日

国土交通省 港湾局

広域港湾BCPの構成（案）

国土交通省

○広域港湾BCPの構成として、港湾BCPをベースとしつつ、想定する災害やそれによる地域・各港の被害想定、また被災地支援輸送を主眼とした広域港湾BCPにおいては海上支援ネットワークの現状および将来構想を検討する「想定する被害・海上ネットワーク」を追加する。

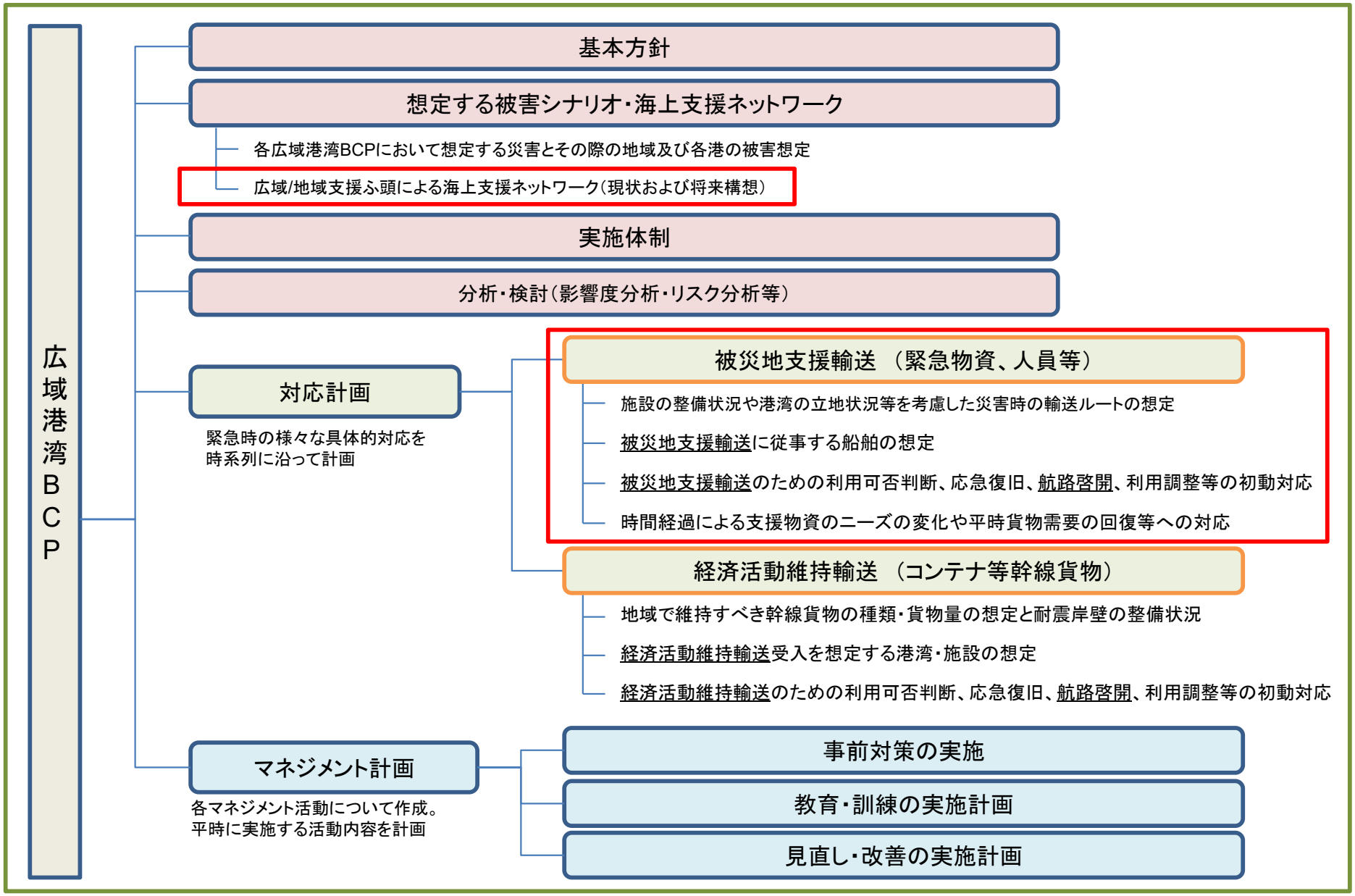

広域港湾BCP策定ガイドライン（骨子案）①

国土交通省

○広域港湾BCPの名称

- 一般的なBCPの概念である災害時の機能継続に関する内容に加え、災害発生時の被災地支援輸送に関する内容や、海上支援ネットワークの将来構想を含むことから、その名称を「**広域的な港湾連携による海上ネットワーク形成計画**（P）」とする。
- 一方で、既に計画策定、協議会開催や訓練実施等各地で運用がなされている事例があることから、既存の取組との連続性を考慮し、略称については「**広域港湾BCP**」とする。

広域港湾BCP策定状況

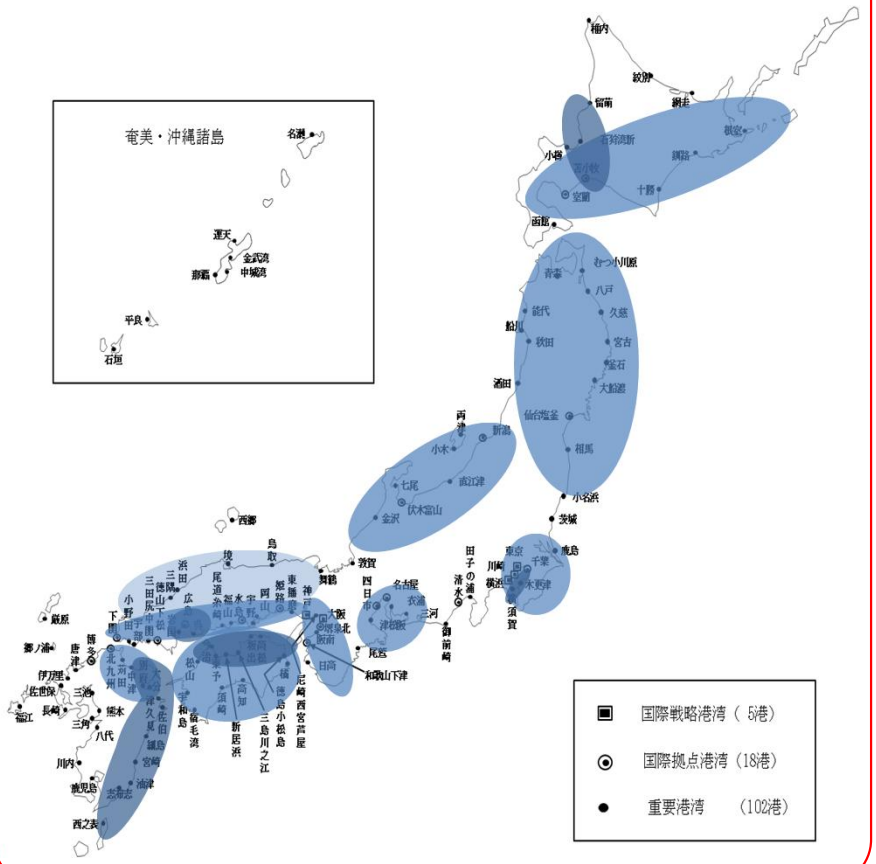

No	協議会名	策定計画等の名称	策定時期 直近の改訂時期	主要計画テーマ	
				幹線貨物等の代替輸送	緊急確保航路等の航路啓開
1	道央圏港湾連携による防災機能強化方策検討会	道央圏港湾ＢＣＰ	H24.4.12／R2.5改訂	○	
2	北海道太平洋側港湾BCP策定検討会	北海道太平洋側港湾BCP	H28.4.22／H30.7改訂	○	
3	東北広域港湾防災対策協議会	東北広域港湾BCP	H27.3.31／R5.2改訂	○	
4	港湾BCPによる協働体制構築に関する東京湾航行支援協議	東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画	H27.3.26／H29.3改訂		○
5	関東港湾広域防災協議会	関東BCP基本方針（仮称）	－	－	－
6	北陸地域港湾の事業継続計画協議会	北陸地域港湾の事業継続計画	H29.3.15／R4.2改訂	○	
7	伊勢湾港湾広域防災協議会	伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針	H26.10	○	○
8	伊勢湾BCP協議会	伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）緊急確保航路等航路啓開計画	H28.2.5／R4.6改訂	○	○
9	大阪湾港湾機能継続計画推進協議会	大阪湾BCP	H26.3.31／R5.3改訂	○	○
10	大阪湾港湾広域防災協議会	大阪湾BCP	H26.3.31／R5.3改訂	○	○
11	近畿地方整備局／中国地方整備局／四国地方整備局／九州地方整備局の各港湾空港部	大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合わせ	H29.12.20		○
12	広島湾連携ＢＣＰ関係者会議	広島湾 連携ＢＣＰ	H24.2.28	○	
13	中国管内の港湾における広域連携BCP協議会	中国広域港湾機能継続計画	R3.12.20	○	○
14	四国地方整備局災害対策本部会議	南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画	H26.3.31／R3.2改訂	○	○
15	四国地方整備局災害対策本部会議	緊急確保航路等航路啓開計画	H30.3／R3.2改訂		○
16	九州東岸地域の港湾における地震・津波対策検討会議	九州東岸地域の港湾における地震・津波対策の方針	H24.7	○	
17	九州地方整備局 港湾空港部	緊急確保航路航路啓開計画	H30.3		○

広域港湾BCP策定ガイドライン（骨子案）②

国土交通省

第一部　本ガイドラインの概要

1　はじめに
2　本ガイドラインにおける用語の定義
3　本ガイドラインの目的
4　本ガイドラインが対象とする危機的事象
5　本ガイドラインが想定する広域港湾BCPの策定及び実施の主体

○港湾BCP策定ガイドラインと同様の項目を記載。

○対象とする危機的事象は「自然災害（地震・津波、台風・高潮）を念頭においているが、パンデミック、テロ等の事件、大事故などあらゆる危機的事象についても対象」とする。

○策定・実施の主体は「広域港湾BCP協議会」とし、事務局は単独および複数の港湾管理者が担う。
※複数の港湾管理者による協議会運営が困難な場合については、地方整備局等が協議会運営を行うことも想定する。

第二部　広域港湾BCP策定ガイドライン

第Ⅰ章　基本方針

○大規模地震災害など単独の港湾では十分な対応が困難な場合を想定して、複数の港湾間の連携による広域港湾BCPを策定し、災害対応力の向上を目指す。

第Ⅱ章　想定する被害シナリオ・海上支援ネットワーク

1　広域港湾BCPにおいて想定する災害と地域・各港の被害想定

○港湾BCPと異なり、計画の対象範囲が不定であり、その対象範囲により策定主体となる協議会に含まれる者が変わってくることから、この位置で想定災害・被害を記載する。

2　計画の対象範囲・対象港湾

○地理的条件、各港の岸壁等の耐震化の状況、前述の被害想定等を元に、計画対象の範囲・港湾を検討・記載する。

3　広域/地域支援ふ頭による海上支援ネットワーク（現状および将来構想）

○被災地支援輸送を主眼とした広域港湾BCPについては、計画の対象港湾について、「広域支援ふ頭」「地域支援ふ頭」等、大規模災害時に想定される役割分担や対象ふ頭を記載する。

第Ⅲ章　実施体制

1　広域港湾BCPの運営実施体制
2　広域港湾BCPの策定主体

○策定・実施の主体となる「広域港湾BCP協議会」の構成員や事務局となる者等について記載する。また、発災後の関係者の認識共有の観点から、本計画に基づく広域支援を実施する被害の程度や実施の判断手順等を検討・記載する。

第Ⅳ章　分析・検討（影響度分析・リスク分析）

1　分析・検討のねらい
2　分析・検討のポイント

○第Ⅱ章で想定した災害および地域・各港の被害が地域に与える影響等を分析・検討し、記載する。

広域港湾BCP策定ガイドライン（骨子案）③

国土交通省

第二部　広域港湾BCP策定ガイドライン

第Ⅴ章　対応計画の検討

1　被災地支援輸送（緊急物資、人員等）

○被災地支援輸送に係る対応計画について記載する。

・第Ⅱ章で想定した海上支援ネットワークや支援船舶の想定

➢自衛隊・海上保安庁の艦艇や周辺の定期航路の状況等を勘案して支援船舶を想定するとともに、船舶の種類・大きさごとの支援側/受援側ふ頭を想定し記載する。

・点検・利用可否判断、航路啓開、船舶の利用調整等の初動対応に関する地域内の優先順位の考え方

➢限られた人員・資機材での初動対応となる可能性が高いことから、被災状況や各港湾の地理的条件等による被災地支援輸送の活用可能性等を踏まえ、優先順位の考え方をあらかじめ検討・記載する。

➢初動対応に必要な人員・資機材について、計画の対象範囲内の応援体制の構築や対象範囲外への応援要請の手順等についても検討・記載する。

・時間経過による支援物資のニーズの変化や平時貨物需要の回復等への対応

➢発災からの時間経過により、支援物資のニーズが生命維持→生活維持→生活再建のように変化することや、平時貨物需要の回復により被災地支援輸送と平時の貨物輸送の併存などが想定されることから、これらへの対応を検討・記載する。

2　経済活動維持輸送（コンテナ等幹線貨物）

○経済活動維持輸送に係る対応計画について記載する。

・幹線貨物の種類・貨物量の想定、幹線貨物輸送用の耐震岸壁の状況

➢経済活動への影響等を鑑み、災害時に最低限維持すべき幹線貨物の種類・貨物量を想定するとともに、地域の幹線貨物輸送用の耐震強化岸壁の整備状況を整理・記載する。

・経済活動維持輸送を想定する港湾の想定

➢前述の最低限維持すべき幹線貨物と地域の耐震強化岸壁の整備状況や被災想定を勘案し、平時の輸送が継続可能な貨物の種類・貨物量を想定する。不足分については、地域内での代替輸送箇所の検討や、地域外への代替輸送に関する応援要請の手順等について検討・記載する。

・点検・利用可否判断、航路啓開、船舶の利用調整等の初動対応に関する地域内の優先順位の考え方

➢被災地支援輸送と同様。

広域港湾BCP策定ガイドライン（骨子案）④

国土交通省

第二部　広域港湾BCP策定ガイドライン

第Ⅵ章　マネジメント計画

1　事前対策 → ○台風等事前に予見可能な災害に対して措置可能な事前対策を検討するとともに、事前対策の役割分担や実施の判断等の手順について検討・記載する。

2　教育・訓練 → ○広域港湾BCPの実効性の維持・向上の観点から、協議会の構成員や関係者への周知・意識醸成のための定期的な協議会開催や防災訓練の実施等の教育・訓練の実施計画について検討・記載する。

3　見直し・改善 → ○地域や港湾のおかれた状況の変化、関連する法令や計画の変更、開催した協議会・訓練での振り返り等を踏まえた見直し・改善の検討手順等について検討・記載する。